

政令第二百二十八号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和二年法律第九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第四条の三中「第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品であるものを除く。）、同法」を削り、「生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置」を「豚肉等に係る特別緊急関税」に、「生きている豚及び豚肉等並びに同法第七条の八第一項」を「豚肉等（同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品であるものを除く。）及び同項」に改める。

第十三条の三中「並びに海上」を、「海上」に改め、「公用船」の下に「及び公用機並びに自衛隊の船

船及び航空機」を加える。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3 法附則第七項の規定による書面の提出は、とん税法附則第六項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港したときに、法第十五条第三項（入港手続）の入港届の提出に併せて行うものとする。

4 法附則第七項に規定する政令で定める事項は、前項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に出港した北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港（以下この項において「特定港」という。）のうち最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名とし、当該外国貿易船が当該国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に特定港を出港しない場合には、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名とする。

附則第五項から第十三項までを削る。

(関税定率法施行令の一部改正)

第二条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十八条」に改める。

第五十七条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第七十七条」を「第七十八条」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 法の別表第三六〇三・〇〇号の一に掲げるイグナイター

第五十八条第一項第三号中「第十一号まで」を「第九号まで、第十一号及び第十二号」に改める。

第五十九条第一項ただし書中「第十二号及び第十三号」を「第十号、第十三号及び第十四号」に改め、

同項第五号中「第十一号まで」を「第九号まで、第十一号及び第十二号」に、「同条第十二号」を「同条第十三号」に改める。

第七十二条中「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条から第七十八条まで」に改める。

第七十七条を第七十八条とし、第七十六条を第七十七条とし、第七十五条を第七十六条とし、第七十四

条の次に次の一条を加える。

(自動車の部分品の指定)

第七十五条 法の別表第三六〇三・〇〇号の一に規定する政令で定める自動車の部分品は、エアバッグガス発生器、シートベルト引っぱり固定器用ガス発生器又は歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置用ガス発生器とする。

(とん税法施行令の一部改正)

第三条 とん税法施行令(昭和三十二年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 法附則第六項に規定する国際基幹航路で政令で定めるものは、次項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)又はヨーロッパ大陸(ロシア(ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。))を含む。)の港との間の航路とする。

5 法附則第六項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)別表第一に掲げる港湾のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。

(特別とん税法施行令の一部改正)

第四条 特別とん税法施行令(昭和三十二年政令第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 法附則第二項に規定する国際基幹航路で政令で定めるものは、次項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)又はヨーロッパ大陸(ロシア(ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。))を含む。)の港との間の航路とする。

3 法附則第二項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)別表第一に掲げる港湾のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。

附則第四項から第七項までを削る。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第五条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第四号中「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」の下に「(第十條の四第三項及び第四項において「チリ共和国協定」という。))」を加え、同条第十三号中「経済上の

連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」の下に「（第十条の四第三項及び第四項において「ペルー共和国協定」という。）」を加える。

第十条の三第一項中「、同条第六項において準用する同条第四項及び法第七条の五第一項第一号に規定する」を「及び同条第六項において読み替えて準用する同条第四項における」に、「（法第七条の三第一項ただし書」を「（同条第一項ただし書」に改める。

第十条の四第三項を削り、同条第四項中「第七条の六第一項第一号」を「第七条の六第一項ただし書」に、「とする。」を「（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 チリ共和国協定

二 ペルー共和国協定

第十条の四第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第七条の六第五項」を「第七条の六第三項」に、「第七条の六第二項」を「第七条の六第一項」に改め、「生きている豚又は」を削り

、「とする。」を「（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 チリ共和国協定

二 ペルー共和国協定

第十条の四第六項を同条第四項とする。

第十三条中「第七条の六第四項第一号」を「第七条の六第二項第一号」に改め、「第二項に係る」、「若しくは重複期間の開始の日」及び「生きている豚及び」を削る。

第十四条第一項ただし書中「令和元年度」を「令和二年度」に、「平成三十年」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第四項中「又はアメリカ合衆国協定」を削り、「それぞれ当該」を「当該」に改める。

第十五条中「第七条の六第六項」を「第七条の六第四項」に改める。

第十六条第二項中「又はアメリカ合衆国協定」及び「それぞれ」を削る。

第十八条を次のように改める。

#### 第十八条 削除

第十九条第一項中「又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定」を「に規定する豚肉等（次項及び第四項において「豚肉等」という。）の同条第一項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改め、「第十四条第一項中」の下に「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項に規定する豚肉等」と、「を加え、「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」を「関税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この項において「生きている豚」という。）」に改め、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量」とを削り、「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項」を「法第七条の六第二項第一号の規定により同条第一項」に改め、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」とを削り、同条第二項中「第七条の六第六項」を「第七条の六第四項」に改め、「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は」を削り、「これらの規定」を「法第七条の六第一項」に



改め、「当該年度の前年度までの過去三年度又は」を削り、「輸入数量は、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は」を「輸入数量は、」に改め、「貿易統計に計上された月ごとの数量（当該生きている豚にあつては、当該豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を順次加算する方法により算出した数量又は」を削り、「年ごとの数量」を「年ごとの数量（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この項において「生きている豚」という。）にあつては、当該生きている豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「同条第一項第一号」を「同条第一項ただし書」に改め、「同項又は同条第二項に規定する生きている豚又は」を削り、「これらの数量」を「当該数量」に改め、「同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は」及び「統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量又は統計計上数量を」を削り、同条第三項中「第七条の六第五項」を「第七条の六第三項」に、「第七条の六第六項」を「第七条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十条の四第四項から第六項まで」を「第十条の四第三項又は第四項」に改め、「法第

七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は」及び「又はアメリカ合衆国協定」を削り、「それぞれ当該」を「当該」に改める。

第十九条の二ただし書中「環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日」を「令和四年四月一日」に改め、「十三の項まで」の下に「、三十八の項及び四十五の項」を加え、「（明治四十三年法律第五十四号）」を削り、「関税率法別表（以下「関税率表」という。）」を「関税率表」に改め、「以下この条並びに」及び「し、欧州連合協定の効力発生の日の属する年度（以下「欧州連合協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の三十八の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものとし、アメリカ合衆国協定の効力発生の日の属する年度（以下「アメリカ合衆国協定発効年度」という。）の初日から起算して三年を経過した日以後においては、同表の四十五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものと」を削る。

第十九条の三の表中「アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日」を「令和五

年四月一日」に改める。

第十九条の四第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項」を「令和十年度から令和十四年度までの各年度において、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉について、法第七条の八第一項に規定する輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、同項」に改め、同条第三項中「第三号」の下に「並びに前項第四号」を加え、「前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「欧州連合協定発効年度」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と及び「前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは「十四年」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と」を削る。

第十九条の八第二項第二号イ中「オーストラリア協定の効力発生の日（以下この号において「オーストラリア協定発効日」という。）の属する年度（以下この号において「オーストラリア協定発効年度」とい

う。」を「平成二十六年度」に、「オーストラリア協定発効年度に」を「平成二十六年度に」に、「オーストラリア協定発効日）」を「平成二十七年一月十五日）」に改め、同号口中「オーストラリア協定発効年度」を「平成二十六年度」に、「オーストラリア協定発効日）」を「平成二十七年一月十五日）」に改め、同条第四項中「又はアメリカ合衆国協定」、「それぞれ」及び「四十五の項及び四十六の項」を削る。

第十九条の十第三項中「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉については、環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間は」を「令和十年から令和十四年度までの各年度において」に改め、同条第四項を削る。

別表第一の四の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がオーストラリアについて効力を生ずる日（十の項において「オーストラリア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の五の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がカナダについて効力を生ずる日（以下この表において「カナダ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の六の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がシンガポールについて効力を生ずる日（十六の項において「シンガポール

発効日」という。)以後に輸入申告がされるものに限る。)「を削り、同表の八の項中「(環太平洋包括的及び先進的協定がニュージーランドについて効力を生ずる日(十八の項、二十八の項及び三十五の項において「ニュージーランド発効日」という。))以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の十の項中「(環太平洋包括的及び先進的協定がベトナムについて効力を生ずる日(二十の項及び三十一の項において「ベトナム発効日」という。))以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の十三の項中「(環太平洋包括的及び先進的協定がメキシコについて効力を生ずる日(二十三の項において「メキシコ発効日」という。))以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の十四の項中「(オーストラリア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の十五の項中「(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の十六の項中「(シンガポール発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の十八の項中「(ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の二十の項中「(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の二十三の項中「(メキシコ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の二十七の項中「(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の二十

八の項中「（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の二十九の項中「（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十一の項中「（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十三の項中「（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十五の項中「（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十六の項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日」を「令和四年四月一日」に改め、同表の四十三の項中「欧州連合協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日」を「令和四年四月一日」に改め、同表の五十の項中「アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して三年を経過した日」を「令和四年四月一日」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第六条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇

号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「四六、二〇〇トン」を「四八、一〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月

一日から令和三年三月三十一日まで」に、「四、一七七、六〇〇トン」を「四、一九五、四〇〇トン」に、「三七七、一〇〇トン」を「三六五、二〇〇トン」に、「一二四、四〇〇トン」を「一〇六、六〇〇トン」に、「九一、一〇〇トン」を「一〇〇、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「令和元年一月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二四二、九〇〇トン」を「二六八、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項、第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一  
号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二二二・九九号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「一一、〇〇〇トン」を「八、五〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月



一日から令和三年三月三十一日まで」に、「三七、八〇〇トン」を「三七、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「三八、八〇〇トン」を「三八、二〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百

二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第四〇号まで」の下に「、第四〇号の三」を加え、「又は第九三号」を「、第九三号、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号又は第一一一号(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。))第四条において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。))」に改める。

別表第四七号の二の次に次の一号を加える。

---

四七の三 関税法附則第七項の規定による書面の提出

---

別表第九九号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号。以下「」及び「」という。))」を削り、「第十五条第三項」の下に「及

び第十一項」を、「同条第一項」の下に「及び第九項」を加え、「」及び「を」並びに「」に改め、「（公用船に係るものに限る。）」を削る。

別表中第一〇二号を第一一四号とし、第一〇一号中「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）」を「国連軍協定特例法」に改め、「第十五条第三項」の下に「及び第十一項」を、「同条第一項」の下に「及び第九項」を加え、「及び」を「並びに」に、「（船舶に係るものに限る。）」又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」を、「国連軍協定特例法」に、「乗組員氏名表の提出（船舶に係るものに限る。）」を「乗組員氏名表の提出、国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告又は国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第十二条第一項の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告」に改め、同号を第一一一号とし、同号の次に次の二号を加える。

---

一一二	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例
一一二	に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百二十八号。以下「国連軍協定特例法施行令

---

---

「という。」第二条（とん税等の免除手続）において準用する地位協定特例法施行令第  
二条第二項の規定による証明書の添付

一一三  
国連軍協定特例法施行令第三条（関税の免除手続等）において準用する地位協定特例法  
施行令第三条第四項（後段を除く。）の規定による証明書の提出若しくは契約書の写し  
若しくは書類の添付、国連軍協定特例法施行令第三条において準用する地位協定特例法  
施行令第六条の規定による船荷証券の提示若しくは書類の提出又は国連軍協定特例法施  
行令第三条において準用する地位協定特例法施行令第十三条第二項の規定による契約書  
若しくは書類の添付

---

別表第一〇〇号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及  
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法  
律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）」を「地位協定特例法施行令」に改め、同号を第一〇三号と  
し、同号の次に次の七号を加える。

---

一〇四 地位協定特例法施行令第四条第二項（合衆国軍隊への引渡し等の証明）の規定による証

---

一〇五	明書の提出 地位協定特例法施行令第五条（免税物品の滅失の承認の申請手続）の規定による申請書の提出
一〇六	地位協定特例法施行令第六条（検査免除の手続）の規定による船荷証券の提示又は書類の提出
一〇七	地位協定特例法施行令第七条第一項（手入等のための倉庫等の承認の申請手続等）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による契約書の写し又は書類及び図面の添付
一〇八	地位協定特例法施行令第八条第一項（製品等の検査）の規定による申告又は同条第三項の規定による製品検査書の添付
一〇九	地位協定特例法施行令第九条（製品等の搬出入の届出）の規定による文書の届出
一一〇	地位協定特例法施行令第十三条第二項（免税物品の譲受手続）の規定による契約書又は書類の添付

別表第九九号の次に次の三号を加える。

一〇〇	地位協定特例法第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告
一〇一	地位協定特例法第十二条第一項（免税物品の譲受の際の関税の徴収等）の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告
一〇二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第二条第二項（とん税等の免除手続）の規定による証明書の添付

#### 附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税法施行令附則の改正規定、第三条及び第四条の規定並びに第七条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四七号の二の次に一号を加える改正規定 令和二

年十月一日

二 第七条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号トの改正規定（「第四〇号まで」の下に「、第四〇号の三」を加える部分に限る。） 令和三年一月十七日